

## 日本製紙連合会「環境に関する自主行動計画」

日本製紙連合会

制定	1997年	1月20日
改定	1999年	9月20日
改定	2001年	1月22日
改定	2004年	11月22日
改定	2005年	12月20日
改定	2007年	3月20日
改定	2007年	9月20日
改定	2007年	12月20日
改定	2008年	5月20日

### はじめに

私たちはいま地球温暖化問題に代表されるような、過去の公害問題とは異なる広域的、未来型の環境問題に直面している。これらの問題は、国や地域の中だけで解決できるものではなく、因果関係が複雑に絡み合い、私たちの日常の営みも含めた様々な活動によってもたらされる。さらに、私たちは、次世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすための「持続可能な発展」の実現を迫られている。近い将来の人類の生存の危機をもたらすそれら「資源と環境の臨界」に対して、社会を構成するすべてのひとが現在なにをなすべきかの問いに答えなくてはならない。

資源環境問題に対する自主的かつ積極的な、すべての主体による取組みの必要性和有効性を認識し、平成6年（1994年）に閣議決定された環境基本計画が掲げる「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の長期的目標を見据え、かつ、1996年7月の「経団連環境アピール」に呼応するものとして、日本製紙連合会は『環境に関する自主行動計画』を制定する。

### 基本方針

1. 地球温暖化問題の解決に向け、国際的取組みも含め最大限の努力を払う。
2. 環境を守り、資源を持続的、効率的に利用する循環型社会の構築を目指す。
3. 環境マネジメントシステムのさらなる構築、定着を目指す。

### 行動計画

#### 1. 地球温暖化対策

地球温暖化対策の基本は、CO<sub>2</sub> 排出抑制策としての省エネルギー、再生可能エネルギー等への燃料転換とCO<sub>2</sub> の吸収固定等、炭素の循環利用の促進である。

紙パルプ産業は、これまでエネルギーの効率的利用を進めてきた。消費エネルギーの3割を、パルプ化工程で発生する廃液（黒液）のエネルギーで賄っている。また、製造

工程に中低圧蒸気を使用するため、ボイラから得られた高圧蒸気を発電に利用するコージェネレーション＝熱電併給システムが広く普及しており、電力自給率は全産業の中で最も高く、2006年には73%に達している。

さらに省エネ型製造設備の導入、機械パルプの古紙への代替利用など、第一次石油危機以降の業界を挙げた取組みによって、2001年の紙パルプの製品あたり総エネルギー原単位は1973年に対し45%減になっている。

(1) 今後も以下の対策に最大限の努力を払い、2008年度から2012年度の5年間平均の製品あたり化石エネルギー原単位を1990年度比で20%削減し、化石エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出原単位を1990年度比で16%削減する。

- ① 省エネルギー型生産設備、システムの導入を積極的に進める。
- ② コージェネレーションの一層の導入等によるエネルギー変換効率の向上、放出エネルギーの低減・回収等、エネルギー利用効率の向上に努める。
- ③ 廃材や紙・プラスチック固形化燃料（RPF）など化石燃料代替エネルギーの使用の促進に努める。
- ④ 排水スラッジ、古紙粕など可燃性廃棄物の有効利用（未利用エネルギーの活用）を進める。
- ⑤ 省エネルギー技術・設備の研究・開発に努める。

なお、工場における上記取組みのほか、以下の課題についても積極的に取り組む。

- ① 消費地までの1次輸送におけるモーダルシフトや輸送効率の向上等を図るとともに、消費地における配送合理化を図る。
- ② 本社、営業所等の事務所、研究所等における省エネルギーに一層努める。

(2) 植林や森林整備は、紙パルプ原料確保の観点のみならず地球温暖化対策にとって極めて重要であり、継続的な努力が必要である。日本製紙連合会は森林産業の一員として将来に亘り引き続き国内外における植林事業を進め、2012年度までに所有又は管理する植林地の面積を70万ha（1990年度比42.5万ha増）とする。

(3) 間伐材の利用を推進することは、間伐の実施による国内の森林整備を促進し、京都市議定書による森林吸収源3.8%の実現に貢献するとともに、資源の有効利用、山村の活性化にも寄与する。このため、森林所有者、森林組合、素材生産業者、製材業者、木材チップ業者等の間伐材のコスト削減及び安定供給への取り組みと連携しながら、間伐材の利用量の増大に積極的に取り組む。

## 2. 循環型経済社会の構築等

(1) CO<sub>2</sub>の吸収固定と炭素の循環利用の推進や生物多様性の維持等の観点から、森林資源の保全に努めるとともに、『育てる原料』へのシフトを推進する。

- ① 植林事業を推進する。
- ② 環境に調和した森林施業の実施、森林育成技術の開発に努める。
- ③ 持続可能な経営が行われている森林から伐採された木材の効率的な利用に努める。

- ④ 違法に伐採され、不法に輸入された木材、木材製品は取り扱わない。
  - イ 日本製紙連合会は違法伐採問題に対する行動指針を定めるとともに、会員企業の違法伐採対策の信頼性を向上させるため調査及び監査を行う。
  - ロ 会員企業は調達方針を定めるとともに、原料、製品の合法性を確認するシステムの構築に努める。
- (2) ゴミ減量化、森林資源保全など環境保全の観点から、古紙の回収・利用の促進を図るため、2010年度までに古紙利用率 62 %の目標達成に努める。
  - ① 再生紙の品種拡大に努める。
  - ② オフィス古紙などのリサイクルの促進に努める。
  - ③ 古紙利用製品、古紙利用技術の研究、開発を進める。
- (3) 産業廃棄物の発生抑制と有効利用を進め、2010年度までに産業廃棄物の最終処分量を有姿量で45万トンまで低減することに努める。
  - ① 業際的連携を進めリサイクルを拡大する。
  - ② 一層の減容化を推進する。
  - ③ 新規用途開発のための研究・調査を進める。
- (4) 産業廃棄物の最終処分量の低減を進めるため、製紙業界独自目標として、2010年度までに有効利用率（(発生量－最終処分量)／発生量（有姿ベース））93%以上をめざす。
- (5) 微量化学物質による環境リスク問題への対策を進める。
- (6) 地球的視野で考え足元から実行する。  
企業として地域社会の環境保護運動に協力し、どんなに小さなことでもできることから実行していく。

### 3. 環境マネジメントシステムの構築、定着

環境規制を遵守していれば良いというレベルの認識では充分ではなく、原料採取から製品の生産、使用、廃棄に至るまでの各段階における環境影響の改善に取り組むための環境管理計画を作成、実行、監査していく。環境への配慮を経営判断の中に組み込み、本来の事業活動として環境問題に積極的な役割を果たしていく。

### 4. 海外事業展開にあたっての環境配慮

経団連地球環境憲章に盛り込まれた「海外事業展開における10の環境配慮事項」を遵守、環境配慮に一段と積極的に取り組む。

以上

注1. 下線を施した箇所は、目標に関する今回の改定部分を示す。

注2. 改定履歴

1) 1999年9月20日の改定

経団連環境自主行動計画の廃棄物分野の目標については、環境自主行動計画を策定している全業種が廃棄物の最終処分量の削減を目標として設定することとなり、次のように改定した。

改定前：生産トンあたり最終処分量（絶乾ベース）を1990年比60%削減

改定後：最終処分量（有姿量）を45万トンにまで低減

2) 2001年1月22日の改定

2000年度までに56%とする古紙利用率を2005年度までに60%とする目標へ改定した。

3) 2004年11月22日の改定

京都議定書の発効を前に、脱石油方針に沿う石炭転換の結果遅れているCO<sub>2</sub>排出原単位の改善を主眼として地球温暖化対策を強化した。

改定前：①製品あたり化石エネルギー原単位を1990年度比10%削減

②2010年までに植林目標面積を55万haとする

改定後：①製品あたり化石エネルギー原単位を1990年度比13%削減し、CO<sub>2</sub>排出原単位を1990年度比10%削減

②2010年時点での植林目標面積を60万haとする

4) 2005年12月20日の改定

2005年度までに60%とする古紙利用率を2010年度までに62%とする目標へ改定した。

5) 2007年3月20日の改定

違法に伐採された木材は使用しないとする政府調達方針の変更にともない違法伐採対策を追加した。

6) 2007年9月20日の改定

京都議定書の第一約束期間を前に、燃料転換の進んだエネルギー目標及び植林面積目標を再改定することにより地球温暖化対策を強化した。

改定前：①2010年度の製品あたり化石エネルギー原単位を1990年度比13%削減し、CO<sub>2</sub>排出原単位を1990年度比10%削減

②2010年時点での植林目標面積を60万haとする

改定後：①2008年度から2012年度の5年間平均で、製品あたり化石エネルギー原単位を1990年度比20%削減し、化石エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出原単位を1990年度比16%削減

②2012年度までに植林目標面積を70万haとする

7) 2007年12月20日の改定

既存目標である最終処分量以外に業界独自目標を制定することとなり、下記の目標を追加した。

2010年度までに有効利用率（（発生量－最終処分量）／発生量（有姿ベース））93%以上をめざす。

8) 2008年5月20日の改定

京都議定書の第1約束期間の開始に伴い、森林吸収源3.8%を確保するため、間伐材の利用促進に関する記述を追加した。